

4 本市の一般会計等の財務書類

(1) 本市の一般会計等の貸借対照表

一般会計等の貸借対照表【資産の部】は、固定資産と流動資産から構成されています。そのうち、行政サービスの提供に用いられる主な資産は、土地・建物・工作物・物品等の有形固定資産とソフトウェア等の無形固定資産です。有形固定資産には、小中学校や公民館、消防署等の用地や施設（これらは事業用資産として分類されます）、道路、公園等の用地や施設（これらはインフラ資産として分類されます）及び各種物品が計上されています。これらの資産では減価償却計算が行われ、その累計額が資産額から控除額として表示されています。

それ以外の資産としては、各種の基金や現金預金、有価証券、未収金などがあります。これらの資産は、現金化される時期が1年以内と見込まれるか否かにより、流動資産と固定資産の「投資その他の資産」に分類されています。なお、未収金、貸付金、長期延滞債権については、徴収できないかもしれない金額を予想して計算した徴収不能引当金を、控除項目として計上しています。

【負債の部】は、固定負債と流動負債から構成されています。固定負債には、有形固定資産取得の際の資金調達手段としての地方債や長期未払金が計上されているほか、将来必要となる市職員の退職手当額をある仮定を置いて計算し、退職手当引当金として計上しています。

また、流動資産には、地方債のうちの1年内償還予定分、未払金、夏季賞与支給等に備えた賞与等引当金、預り金などが計上されています。

【純資産の部】は、資産と負債の差額であり、これまでに収納した税収、負担金、国・県等からの補助金などの蓄積額を表しています。

(2) 本市の一般会計等の行政コスト計算書

行政コスト計算書の表形式は、上中段の「経常費用」「経常収益」欄と下段の「臨時損失」「臨時利益」欄に区分されています。このうち、一般会計等の「経常費用」には、一般会計等に含まれるあらゆる経常的な事務や事業のコスト（現金の支出だけでなく減価償却費等も含む）が性質別に計上され、「経常収益」には各種使用料手数料、受取利子及び配当金、給食費徴収金等が計上されます。一方、税収（調定額）や国・県補助金等（収入額）は純資産変動計算書に計上されるので、ここには出てきません。

一般会計等の「臨時損失」には東日本大震災関連の災害復旧費が、「臨時利益」には土地区画整理事業関連の売却益が計上されています。

(3) 本市の一般会計等の純資産変動計算書

一般会計等の純資産変動計算書には、税金（調定額）や国・県補助金等（収入額）が計上されます。純行政コストと財源（税金や国・県補助金等）との差額や資産評価差額の結果として、純資産残高が表示されます。また、その内訳として、施設整備等の投資（固定資産等の形成）がどの程度図られたかもわかるようになっています。また、本年度末の純資産残高は貸借対照表の純資産合計に一致します。

(4) 本市の一般会計等の資金収支計算書

一般会計等の資金収支計算書は、一般会計等における現金や預金の出納を、業務活動、投資活動及び財務活動という 3 区分の資金の収支として表示し、現金主義会計に基づく歳入歳出決算書に新たな分析の視点を加えるものです。また、発生主義に基づく行政コストとそれに対応する現金主義に基づく支出を比較するという観点などもあります。